アメリカ①

バーグ氏とニューヨーク市警コ

相―越冬のための募金も が全米規模で長期化の様 「ウォール街占拠運動」

地域的な特性を見せ始めている。 動も始まっている。各地で展開 を中心とした市当局との衝突で 拠点となっている公園から運動 される運動は、連携しながらも 冬を迎えて越冬のための募金活 米規模で長期化の様相を見せ、 に参加する人々を排除すること 「ウォール街占拠運動」は、全 その象徴がニューヨーク市で 九月一七日から始まった

市当局による運動拠点排除の

ニューヨーク市長、ブルーム



り、 り、 禁止する通知を行なった。 活するための器具の持ち込みを らないこと、および、寝袋や生 る」とし、「清掃」が終了するま 午後七時)」をもって「ウォー ミッショナーは連名で「一○月 で運動に参加する人々が立ち入 いるズコッティ公園を「清掃す ル街占拠運動」の拠点となって 四日午前七時(日本時間同日 「ウォール街占拠運動」側は

びかけた。 ともに、公園に集まって強制排 に対して抗議の電話をかけると 始めた。また、ニューヨーク市 たりしてきた。今回の通知によ 設に損害がでない措置をとった もともと環境運動家が参加して 除に抵抗することを支持者に呼 いたこともあり、花壇や公園施 あらためて自ら公園清掃を 自主的な清掃活動を行なっ

前面に立って抵抗し、市長は「清 る勢力が排除を試みる市当局の 当日は、労働組合を中心とす の延期を宣言するに至った

市長 抗議対象だったニューヨーク

ルームバーグ市長自身も運動の 抗議対象の一つだった。 そもそも、ニューヨーク市ブ

端の一つとなった、 「ウォール街占拠運動」の発 コミュニ

> 判していた。 関連企業に対する課税を減免す ビスを削減した市長の政策を批 者支援センターなどの公共サー る一方で、老人福祉、医療、 www.onmay12.org/)」 ば、 ティ運動と労働組合の連合体 「五月一二日 (May 12) (http:// 移民に対する語学教育、若

にある。 つまり、ローカルな抗議活動が 州など全米各地でもみられる。 「ウォール街占拠運動」の背景 同様の対立はウィスコンシン

組織名となった今年五月一二日 掲げたデモ行進を行なっている。 た公共サービスの復活や維持を 是正、介護、教育、医療といっ せることによる不平等と格差の 企業と富裕層に相応の負担をさ に、ニューヨーク市の金融関連 街占拠運動」の四カ月前、その 「五月一二日」は「ウォール

が難しい背景があると言えよう。 組合とコミュニティ運動が連合 今回の公園の「清掃」を名目と 場をとっている。したがって、 継続は差し支えない」という立 は「法を守っている限り運動の う可能性も否めないため、市長 したニューヨークの少数政党、 した運動の排除を強行すること 「ワーキング・ファミリー・パー 市長自身に運動の矛先が向か ローカルな抗議活動は、労働

金融 新しい労働組織を母体とする。 掲げる主張は、低賃金長時間

の実現、充実した学校制度、 能で快適な住宅を整備する施策 労働者のための有給休暇制度の 法制化や低賃金労働者に購入可

ウェッジ)、労働者の権利擁護 域に根ざしたものである。 雇用創出と多岐にわたるが、そ 金額の引き上げ(リビング れらはニューヨーク市周辺の地 正な選挙、公契約による最低賃

世界的な運動となった一〇月 五日

進が行われた。 五〇〇カ所以上で集会やデモ行 と連携して、世界八二カ国、 FOR #GLOBALCHANGE) J バル変革のための連帯 (UNITED ルな活動を進める運動「グロー 一〇月一五日には、グローバ

尽くした。そこには、退役軍人、 ニューヨークでは「占拠パー ティー」と題した行動の呼びか 人がタイムズスクウェアを埋め けがあり、数えきれないほどの 同じ日、運動の発祥の

月一二日」と同様に労働組合と ニューヨーク市長選挙をきっか パーティー」は、一九九八年の ことからもみることができる。 ティー」が運動に参加している けに設立された少数政党で、「五 「ワーキング・ファミリー

あった 宗教家、環境問題運動家、平和 ティ運動家などさまざまな顔が 運動家、労働組合員、コミュニ 日本でも、格差是正を訴える

中心に訴えるグループが日比谷 に集まった。 グループが六本木で、 脱原発を

人材ネットワーク

核となっている。 のように地域に根ざした組織が まった不特定多数ばかりという きが不透明だ」とする声が大き グ・ファミリー・パーティー」 の「五月一二日」や「ワーキン わけではない。ニューヨーク市 は、インターネットを通じて集 い。しかし、運動に参加するの 新聞やTV等の報道は、「先行

公

る情報交換が背景にある。 うな濃密なネットワークにおけ 頻繁に情報交換を行う。このよ ネットワークではメンバー間も かけを日々行なっている。その そして、メンバーに運動の呼び クサービスに一人あたりで数百 を通じたソーシャルネットワー イスブック等のインターネット 人規模のメンバーを抱えている これら運動のリーダーはフェ

ことになり、また世界にその存 在をしらせることになった。こ う組織とそのメンバーはお互い に実際に顔をあわせて知りあう だが、地域に根ざした活動を行 感がある「ウォール街占拠運動」 確かにいまだ先行きの不透明 51

う。れも一つの意義であると言えよ

アメリカ②

年間で二八%増 人材派遣会社の雇用が二

会の報告書)。
□○九年六月に終了したと
大材派遣会社は五○万人の雇用
を生み出した(一○月一○日に
を生み出した(一○月一○日に

一日あたりの雇用数は二○一年六月で二二四万七○○○人 であり、二○○九年六月の一七 五万六○○○人から四九万一○ ○○人増 (二七·九%増) となっ た。

二○○八年第1四半期には二五万人減と最大の雇用減となっている。その理由として、景気で退期にはテンポラリーや請負後退期にはテンポラリーや請負で加る。その理由として、景気で加ることにある。

に伸びている。 は景気後退期前と比べても着実 しかし、人材派遣会社の雇用

期前と比較して倍増した。
□○六年六月一二日に始まる週の雇用数を一○○と景気後退一年六月には二○○と景気後退

の動きが加速したと言えよう。

多考資料

ドイツ①

ASA Releases "American Staffing 2011:
Leading U.S. Job Growth-Annual
Economic Analysis Explains Staffing
Industry Trends, http://www.
american staffing.net/newsroom/
newsreleases/10_10_11.cfm

アメリカ③

の労災補償原子力関連施設退職者へ

扱いを公表した。
一〇月一三日、労働省はウィスコンシン六カ所、オハイオニスコンシン六カ所、オハイオニーのた退職者への労災補償の取り

これは、原子力発電施設もしては原子力兵器を取り扱う労働さは原子力兵器を取り扱う労働された場合の(けいはい)を発症した場合の(けいはい)を発症した場合の(持いはい)を発症した場合の(対いはい)を発症した場合のに起因する疾病や 珪肺症

絡をとるよう呼びかけている。職者は労働省の出先機関まで連を受けることができるとし、退を受けることができるとし、退るは労働省の出先機関まで連

【参考資料】

Nuclear Workers May Qualify for Compensation, Oct.14, Daily Labor Report

(国際研究部 山崎 憲)

の伝統か 時代遅れ撮らぐマイスター制度―

ものづくり大国を支えてきたいでいる。手工業四一業種に義務付けている。手工業四一業種に義務付けている開業前のマイスター資格取得について、外国人を違反というのがEUの考え方だ。加えて、マイスター制度はだ。加えて、マイスター制度はだ。加えて、マイスター制度はだ。加えて、マイスター制度はだ。加えて、マイスター制度はだ。加えて、マイスター制度はだ。加えて、マイスター制度はだ。加えて、マイスター制度が揺られている。こうした逆風に対も出ている。こうした逆風に対し、ドイツの誇る「最高の資格」

義務付けは違反EU判決、他国手工業者への

なった。ただし、このルールは サービスの自由に違反する」と 格の取得を要求するのはEUの マイスター資格がない場合の開 ドイツ人手工業者に対してのみ れないため、差別ではないかと ドイツ人の手工業者には適用さ 国内での開業が許されるように EU加盟国からドイツに来る手 の判決を下した。この判決以降 て、ドイツ国内でマイスター資 ○三年、「他国の手工業者に対し 疑問視する声がある。さらに、 工業者は、他国で三年間独立し て事業を営んでいる者であれば、 欧州裁判所(EuGH)は二〇

> 業を禁じることは基本法で保護 ター資格がなくても開業できる 年間就いていた場合は、マイス 積み、そのうち指導的地位に四 除き、職人として六年間経験を 種に該当する場合でも、一部を 四一業種へ半減。同時に四一業 業種はそれまでの九四業種から 開業にマイスター資格が必要な 新手工業法 (HwO) によって 要する業種数が大幅に削減され 背景に、マイスターの職業リス された「職業の自由」を制限し る例外)。 ようになった(職人頭規定によ た。二〇〇四年一月に施行した ていると主張する声も上がった。 トが整理され、資格取得義務を マイスター資格の取得義務に関 する議論の高まりや高失業率を ドイツではこの判決と同時期

連邦裁判決、現行制度を支持

グローバル化の流れの中で近年大きく変更したマイスター制度だが、今般さらに規制緩和が度だが、今般さらに規制緩和が度だが、今般さらに規制緩和が度だが、今般さらに規制緩和が度だが、一〇一年八月三一日に連邦行政裁判所で出された。二人は手工業者リストは登録せずに独立開業することを求めていたが、裁判所はどちらの訴えも退け、「開業にマイスター資格は必要」と現行制度をター資格は必要」と現行制度を割決を下した。

これらの職業に対する参入制限 基本法で保護されている「職業 手工業者がきちんとした安全な ら第三者を守るために「適切で じめ、今回、審理対象となった EU加盟国からの外国人に対し の自由」を侵害することはなく 称号および長年の職業経験は、 示した。そして「マイスターの あり、必要である」との判断を は、手工業の遂行に伴う危険か も含まれる。連邦行政裁判所は 四一業種には、「足場組み職人」 は、存続されることとなった。 するマイスター資格の取得義務 としている。この判決によって ても不利益を被ることはない、 ものである」とした。 仕事を提供することを保証する 「屋根ふき職人」や「美容師」 「左官職人」、「食肉業者」をは 「危険性のある」四一業種に対

会議所「マイスターは最高の

工業会議所(ZDH)は、こう した訴訟への警戒を強めている。 ZDHのアレクサンダー・レゴ フスキ広報担当は「ドイツの大 工、足場組み職人、パン職人な どは、マイスター資格の取得義 務によって差別されるどころか、 優遇されている」と現行制度を 擁護する。同氏は地元紙の取材 に「マイスターは我々が提供す る最高の資格だ。多くの手工業 る最高の資格だ。多くの手工業

ている」と答えた。高い評価を受けているのを知っ

技術革新への対応などで疑念も

思えない」とベッチャー氏は言 動車機械工が、最新の自動車の 場で実際に働いているのは従業 コックピットを修理できるとは にマイスター資格を取得した自 も疑問視している。「三○年前 ベルの知識があるのかについて イスターに、今日の職人と同レ や八〇年代に資格を取得したマ が生まれており、一九七○年代 技術職では特に多くの技術革新 員や職業訓練生である。さらに、 の業務に携わっており、建設現 ターは今日ではむしろ管理運営 ベッチャー氏によると、マイス 識とかなりの時代遅れ」に映る。 ベッチャー氏の目には、こうし た手工業会議所の「マイスター」 に関する見解は、「高慢な身分意 〔人〕の弁護を務めたヒルケ・ 今回の裁判で原告(屋根ふき

得義務は長期的に見れば時代の 一には、ドイツの厳しいマイス ター制度は将来も固持すること が正しいと考える。ディアカー が正しいと考える。ディアカー だは、「マイスターがいる建設現 場では粗雑な仕事をすることが 少なく、資格取得にいたる訓練 物度も優れていると思う」と述 べる。しかし、それでもディア べる。しかし、それでもディア べる。しかし、それでもディア でる。しかし、それでもディア

> 込んでいる。 流れの中で解除されていくと見

【参考資料】

Bundes verwaltungsgericht Pressemitteilung (31/08/2011), The Court of Justice of the European Union (11 December 2003 C-215/01), Financial Times Deutschland (30.08.2011)

ドイツ②

間で意見対立 義務化めぐり議論―閣僚 女性役員比率、法による

立が続いている。 術相は企業の自主性に任せるべ る規制を求める一方で、経済技 労働社会相や家族相らが法によ でに大企業の役員は男女それぞ 異なるが最終的に二〇二〇年ま フランスでは二〇一一年から、 三・二%に留まっている。隣国 そのうち女性はわずか六人、約 の役員ポストは一九○あるが、 う要請した。ドイツ上位三○社 年までに四○%に引き上げるよ 対して、女性役員の割合を二〇 今年七月にEUは主要加盟国に ドイツで議論が活発化している 率を義務付けるべきかについて きと主張し、閣僚間で意見の対 している。しかし、ドイツでは 上場の有無によって達成期間は れ四○%以上とする法律を導入 五年までに三〇%、二〇二〇 民間企業の女性役員の最低比

でいくと見 産業は義務化に抵抗、

自主目

テレコム(通信会社)は、二〇 慮中」とした。 重要」という理由を挙げて「考 いる。フレセニウス(ヘルスケ 期間かけて二○%を目標として 車)は若干消極的で、さらに長 ラー(自動車)やBMW る計画だ。それに対し、ダイム メルツバンク (銀行)、ドイツ としている。他にもアリアンツ 率を三二―三五%に引き上げる 的で、二〇一五年までに女性比 の幅がある。例えばアディダス ぞれ発表した。それによると目 月一七日、指導的地位(2)への 標値と期間は、各企業でかなり 女性の登用に関する計画をそれ 一五年までに三○%に引き上げ (スポーツ用品) は非常に積極 (保険)、バイエル (医薬)、コ DAX上位三〇社(1) は 性別ではなく能力や資格が は、「指導的立場への登用に (自動

どが去官とノルウェー、スペイン、仏な

EU議会は主要加盟国に対して、女性役員の最低比率に関すて、女性役員の最低比率に関する具体的な目標値を示したが、
を身に企業の自主努力で今後女性役員の割合が増加しなかった
性役員の割合が増加しなかった
必要があるとの声明を発表して
いる。

員の最低比率が法制化されたの主要加盟国で最も早く女性役

はノルウェーで、二〇〇三年にまず国営企業や複数州で活動する企業を対象に、取締役は男女ともに四〇%以上の比率とするとされ、遵守できない場合は企とされ、遵守できない場合は企業名の公示、企業の解散等の制業名の公示、企業の解散等の制規制によって、ノルウェーでは規制によって、ノルウェーでは現他によって、グルウェーでは現他によって、グルウェーでは現他によって、グルウェーでは現他によって、グルウェーでは

また、スペインでは二○○七年に従業員二五○人以上の上場在、二○一五年までに女性役され、二○一五年までに女性役員の割合を四○%以上六○%以員の割合を四○%以上六○%以員の割合を四○%以上六○%以付のほかオランダ、アイスランドでは二○○七世のほかオランダ、アイスランドのほかオランダ、アイスランドのほかオランダ、アイスランドのほかオランダ、アインでは二○○七年に従業員二五○人以上の上場の表には対している。

策などの支援も求めるEU、両立支援策・能力向

EU議会によると、女性を多く活用している企業は、売上・ 対政面でより良いパフォーマンスを維持する傾向にある。EU は主要加盟国に対して、今後さらに多くの女性の登用を促進するため、個々の女性の能力向上るため、個々の女性の能力向上が、ネットワーキングの強化など専門的な支援を実施するようが、ネットワーキングの強化など専門的な支援を実施するようが、カットワーキングの強化など専門的な支援を実施するようが、カットワーキングの強化など専門的な支援を実施するようで、カットワーキングの強化なども関係の対象を表している。同時に、女性を多

していく必要があるとしている。男女ともにワークライフバランのインセンティブ策、そのほかのインセンティブ策、そのほか

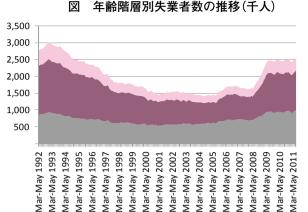
法制化か自主努力か

シュレーダー家族相も法律に よる規制が望ましいとしている が、具体的な最低比率は企業の 自主設定に任せ、達成しなかっ 自主設定に任せ、達成しなかっ を提案している。家族省が作成 中の法案には企業が最低比率に 達しなかった場合、最大二万五 で〇〇ユーロの罰金を科すとい う条文が盛り込まれる予定だ。 一方、レスラー経済技術相は、 「企業の自主性に任せるべきだ」 として法律など拘束力のある義 務化には反対しており、閣僚間 の調整は難航しそうだ。

注

1 フランクフルト証券取引所上場

年齢階層別失業者数の推移(千人)



※Office for National Statistics ウェブサイトのデータより作成 (http://www.ons.gov.uk/ons/rel/lms/labour-market-statistics/october-2011/

istical-bulletin html 数は一七・八万 人減で不況期の 一方、就業者

○○人増)。

■50歳以上 ■ 25-49歳 ■16-24歳

で対策へ 化に解雇規制の緩和などイギリス/雇用状況の悪 統計局の発表した二〇一一年

European Parliament Press release (06 07-2011), Deutsche Welle

17, 2011), 内閣府男女共同参画白書 (17.10.2011', 16.10.2011), NPR (May 定義付けはされていない

該当するかについて、各社共通の

ただし、何が「指導的地位」に

位三〇社の大企業

性に優れ、財務的基盤の確かな上 のドイツ企業のうち収益性や成長

期の失業者を上回った。若年失 加傾向にあり、 以上の長期失業者層を中心に増 は八・一%と前期から○・二ポ 業者数は調査開始以降で最高の イント上昇した。失業期間二年 七年ぶりの水準に増加、失業率 六-八月期の失業者数は二五六 九九・一万人となり、失業率は 六万人(一一・四万人増)と一 六カ月未満の短 二一・三%に達

(国際研究部

求職者手当申

増加が続いてお 請者も年初から 加している(九 で二三一・五%増 な増加傾向にあ に女性が継続的 人となった。特 五九万七二〇〇 一%、三万二〇 相当。男性は三・ 万八〇〇〇人に 前年同期比 九月には

した(1)(図参

との野党などからの指摘に対し 低迷が大きな要因となっている している。歳出削減による景気 における金融不安の影響と分析 世界的な景気減速や欧州・米国 部門における四万一〇〇〇人増 四〇〇〇人 (八%)、それぞれ を大きく上回った(2)。 行政部門や教育などを中心に一 大きく減少した。公共部門では ・一万人の雇用が減少、 政府は失業の増加について、 民間

ては、 ているなどとして、 的な見方が広がっていること示 後の景気動向や雇用状況に悲観 業の意識調査の多くはむしろ今 らず下回る経済成長もあり、 へのプラスの効果を主張してい 信頼感に寄与して投資を促進し しかし、政府予測を少なか 財政安定化が企業の景気 むしろ雇用 企

増加したのは消極的なパート 四万人分はフルタイムの雇用を く戻した形だ(ただし不況期に 続いていたが、 はここ数年の不況期にも増加が ろ微増)。パートタイム労働者 いる(消極的なパート層はむし 求めていなかった層で減少して 五万人減がその大半を占めてお た。パートタイム労働者の一七・ ○九年に匹敵する減少幅となっ 大の減少幅となった。うち一三・ 調査開始以降二〇年間で最 その増分を大き

六―二四歳層が七万八〇〇〇人 (二%)、六五歳以上層が七万 また、 就業者の年齢別には

いるという。 く影響しているとの結果が出て なり、とりわけ雇用不安が大き おけるストレスが初めて最多と 休暇取得者の理由として職場に Dの調査によれば、 なお、シンクタンクのCIP 長期の病気

不公正解雇の規制は緩和、 し立ては有料化 申

有料化することを決めている すること、雇用審判サービスを 要件を勤続一年から二年に延長 申し立てに関する被用者の資格 として、政府は、 雇用拡大に向けた施策の一環 不公正解雇の

行して進められており、

キャメ

声明を発表。現在の歳出削減策 経済学者など一〇〇人が連名で Compassを中心に国内の 内外から聞かれるところだ(5) 招きかねないといった懸念は 遠のくばかりか再び景気後退を が阻害されれば、財政安定化が (4)。歳出削減により経済成長 気信頼感にも低迷が続いている しているほか(3)、消費者の景 ○月末には、 ・シンクタンクの

 $\widehat{\underbrace{6}}_{\circ}$

不公正解雇に関する資格

要件の引き上げは、雇用保護の

緩和を通じて企業がより人を雇

い入れ易い環境を作ることを意

図した措置だ。なお現地メディ

とを提言している。 ニューディールを実施して数千 額を増額すること、量的緩和策 を守るべきこと、消費活性化の を即時中止して公共部門の雇用 を交通網の整備、エネルギー対 た金融取引税を導入して、税収 の実施による資金でグリーン・ 人分の雇用を創出すること、 端として低所得層向けの給付 公的住宅の建設に充てるこ ま

> る方針が議論されている。ただ 関する権利の廃止につながりう

し、これについては政府内部で

もの。ただし差別等による解雇 ら算定される解雇手当を支払う 期間や年齢、週当たり給与額か

(勤続二年以上を条件に、勤続

雇は剰員解雇と同様、

金銭解決

に、「生産性の低い」従業員の解 アによれば、政府内部ではさら

きであるとして、不公正解雇に ではないことが前提)によるべ

施がめざされている雇用審判 企業の負担を軽減する方策であ サービスの有料化は、金銭目当 も反対が出ているという。 ての不正な申し立てを抑制して 一五○~二五○ポンド、審問に また、二〇一三年一二月の実 (賠償請求額が

向けた全般的な見直し作業が並 詳細は不明だ。雇用法制につい 可能性も示唆しているものの、 働者については料金を免除する ることになる。なお、 側が勝訴した場合のみ返金され 進む場合にはさらに一○○○ポ 案によれば、申し立てに際して るという。現在公表されている てはこれ以外にも、規制緩和に 合にはさらに増額)、申し立て 三万三〇〇〇ポンドを超える場 ンドが徴収され 低賃金労

張している。 用を生み出すために労働者の権 だ」と述べ、企業が成長して雇 も重要な権利は仕事があること ロン首相は「労働者にとって最 利を制限することの妥当性を主

地域の非就業世帯の居住者と住 宅の提供が必要な場合、転居先 供すること(他地域から就職の 当の支給条件を厳格化 どが検討されている。 ために転居する失業者に公的住 公的住宅を就業者に優先的に提 ことを禁じるなど)するほか、 事が紹介された場合これを断る に一日数時間の求職活動を義務 を促す施策としては、求職者手 居を交換させることを含む)な 一方、失業者の就業への努力 通勤時間が九〇分圏内の仕 (求職者

食店・観光など)、運送業、 やホスピタリティ業(宿泊・飲 の労働需要に合わせて、建設業 めの面接を保証するとしている 種別に実施される。 るとともに、五万人に就職のた デミー」を通じて二年間で二五 たに導入予定の「ワーク・アカ **力人に訓練・職業体験を提供す** (イングランドのみ)。地域毎 また若年失業者向けには、新 コールセンターなどで業

打ち出している(7)。 える家庭一二万世帯に対する支 援策(就業支援など) た暴動との関連では、問題を抱 このほか、八月上旬に発生し の強化を

しかし、歳出削減策の一環と

はみている。 も貧困層の増加は続くとIFS 改善が見込まれるものの、以降 ジット」の導入によりわずかに 給付制度「ユニバーサル・クレ に導入が予定されている新たな 予測している。二〇一三年以降 で八〇万人、児童で六〇万人と 制の改正による貧困層の増加は 追い込むとの指摘もある。シン 要な層をますます困難な状況に クタンクのIFSは、給付・税 付制度改革は、むしろ支援の必 して政府が実施予定の税制・給 一〇一三年までに就業年齢人口

との懸念が広がっている。 時間的な圧迫が強まりかねない さなどから、結果として財政的 利組織などを含む)の間では、 負の雇用サービス事業者(非営 どの遅滞と見られるが、二次請 部で実施される就労能力評価な 手民間企業)の認証手続きや、 負う一次請負事業者(大半が大 実施状況は芳しくないという。 ワーク・プログラムについても 援策として六月に導入された 直接の原因は、サービスを請け 次請負業者に対する立場の弱 部のプログラム参加者の導入 加えて、新たな長期失業者支

力人口が含まれておらず、 な比率を占める学生などの非労働 の分母には他の年齢層よりも大き 例えば統計局は、若年層の失業率 強調されているとの指摘もある。 ただし、若年層の失業は過度に 進学率

> ける失業が重要な問題であるとし く、むしろより年齢の高い層にお は景気の回復につれて就職しやす ている。またCIPDは、若年層 いでも失業率は高まる、と指摘し が高まれば失業者の絶対数が横ば

- 2 政府はこれまで、公共部門にお きと提言している。 員削減は二○一五年まで控えるべ 業悪化に配慮して、公共部門の人 を上回っていると指摘、国内の失 門の雇用減少のペースが政府予測 回っている。CIPDは、公共部 ところ当初の政府予測を大きく下 間部門の雇用の拡大はこれまでの が吸収すると説明してきたが、 ける人員削減は民間部門の雇用増
- 3 例えば、イギリス商業会議所(B 方も出ている。 今後の雇用の見通しについては、 oitteやBDOなど。ただし、 IPD、また会計事務所のDel CC)、小企業連盟 (FSB)、C 人材派遣会社などから楽観的な見
- 市場調査会社GfK NOPによ
- 5 CIPDやシンクタンクのIP ている。 EU諸国に対して同様の指摘をし PRなど。またIMFやOECDも、
- といったプランも検討されている。 の立ち入り検査の回数を制限する る監督機関を整理のうえ、企業へ て、安全衛生や最低賃金などに係 なる企業の負担軽減策の一環とし 定が発表された。このほか、さら ○月初めの保守党大会で実施の決 示される政府回答がないまま、一 ションで提案されていたが、通常 いずれも年初のコンサルテー
- 生しているが、政府は 層や失業者の多い都市・地域で発 や放火などのほとんどは、低所得 人あまりの逮捕者を出した。略奪 五日間にわたって続き、三〇〇〇 暴動は、地方都市に飛び火のうえ 八月六日にロンドンで発生した 「単なる犯

無関係としており、早々に打ち出 罪行為」であって貧困等の問題は のしつけや規律の強化など、規律 ング対策への注力、家庭や学校で や道徳に終始する内容となってい された対策も、警察力強化やギャ

参考資料

Guardian.co.uk' Personnel Today' CIPD' IFS' Compass' BBC' Department for Work and Pensions' HR Magazine、HR Review ほか各

国際研究部

フランス

局の経済・雇用見通し 失業者が再び増加―雇用

内外の厳しい状況から、今年末 みから、ゼロ成長となった。国 く第2四半期は、内需の落ち込 来の大きな伸びを見せたが、続 び雇用の見通しを発表した。そ ploi)は一〇月四日、 さらに増加するものと見られる。 から来年にかけての失業者数は に○・九%増と、二○○六年以 実質成長率は、今年第1四半期 れによると、フランスのGDP フランス雇用局(Pôle Em-経済およ

欧州を覆う厚い雲

リシャ問題だけではない。ポル 心配の種となっている。 ン債務に加え、イタリア債務も トガル、アイルランド、スペイ 欧州全体を覆う雲は厚い。ギ ユーロ

圏のGDPは二〇一一年第1四 半期こそあまり打撃を受けな 引役のドイツは苦闘したものの なった (プラス○・二%)。 牽 第2四半期にはほぼ停滞状態と かったものの (プラス○・八%)

Office for National Statistics'

並び(英国はプラス○・一%、

一%)、他の欧州諸国はほぼ横 (プラス一・三%の後プラス○・

イタリアはプラス○・三%、ス

から、今年の経済成長率は一・ 失業者数が増加傾向にあること 第2四半期はゼロ成長であった を経験したフランス経済も、内 来最高の伸び(プラス○・九%) ペインはプラス〇:二%)となっ たのは貿易だけで、二〇一一年 し、第2四半期の成長に寄与し 需縮小により成長は大きく失速 第1四半期には二〇〇六年以

難に直面していることを証明し 方、 長期国債の格下げが困 七%に留まる見通しとなってい



押しすることはないと見られる。 数カ月間は世界経済の成長を後 材料となっている。 は日本でも欧州でも大きな懸念 経済危機によって膨らんだ国債 た米国経済も、少なくとも今後

厳しい雇用情勢見通し

期まで、6四半期連続で雇用創 ploi)によると、今年第2四半 にかけて増加を続けるものと見 でいるため、失業者数は今年末 今年一年間の雇用創出数は一三 陰りが見えてきた。その結果、 出が続いていたが、その勢いに 万人にとどまると見込まれる。 方で労働力人口の増加も進ん フランス雇用局(Pôle Em-

まって、失業を減少させること 労働力人口の力強い増加が相 た(プラス四万人)。カテゴリー 増加し、カテゴリーA・B・C リーAの求職者数は五〇〇〇人 果、二〇一一年末には、カテゴ は当分できそうにない。その結 ○○○人)。雇用創出の減速と ぼこれと同様の推移を示してい は第2四半期に再び増加し始め と予想されている。 は七万八○○○人の増加になる A・B・C(2)の求職者数もほ カテゴリーA(1)の求職者数 (第2四半期にプラス五万八

が、来年の成長がより鈍化した に減少し始めるとの予想もある 水準に保たれれば、失業は次第 もし来年の経済成長が今年の

> 程度にとどまるとすると、失業 り、一・四%(IMF予測) るが、仮に成長率がこれを下回 来年の成長率をプラス一・七% 場合、失業者数はこのまま増加 ると予想されている。 は年間で一○万一○○○件に減 保険に加入している雇用の創出 し続ける可能性もある。政府は (今年と同水準)と予想してい

2 カテゴリーA・B・C:職業訓 練中などで無職の状態にある求職 求職者」として扱われることが多い 業者 Chômeur」、又は、「(狭義の) 今年四月の一カ月間に就業活動を 動を行なっている求職者のうち、 一切行なわなかった者。通常、「失 カテゴリーA:積極的に就職活

【参考資料】

フランス雇用局(Pôle Emploi) 海外委託調査員 Η̈́

具体ほみ 注字の 担拠 亜田

国際研究部

法」を施行―決定要因に河南省が「新最低賃金 南省が「新最低賃金

中国

CP ー を 採用

夕地域の具体任み汁にもはる

PIの上昇幅が大きいため、 向にあるものの、それ以上にC 中国全土において賃金は増加傾 PI(消費者物価指数)を組み きは、最低賃金の決定要因にC 入れた点だ。河南省に限らず、 賃金法」を施行した。注目すべ 河南省は一〇月より「新最低

> 続いている。 所得者層を中心に苦しい状況が

河南省が新最低賃金法を施行

法「河南省企業最低工資暫行規 九五年に施行された旧最低賃金 を施行した。これに伴い、一九 賃金法「河南省最低工資規定」 慮要素としてCPIを踏まえる いは、最低賃金決定における考 金法と旧最低賃金法の最大の違 定法」は廃止された。新最低賃 河南省は一〇月一日、新最低

表 合地域の取低負金法における、取低負金法定の依拠委囚					
	河南省(新)	河南省(旧)	広東省	北京市	上海市
労働生産性	0	0	0	0	0
経済発展状況	0	0	0	0	0
雇用状況	0	0	0	0	0
平均賃金	0	0	0	0	0
最低限の生活費用	0	0	0	0	0
社会保険料	0		0		
住宅積立金	0		0		
消費者物価指数	0		0		

出所:各市省政府

が可能となる。

針に沿ったものといえる。 の行政区域ごとに最低賃金を設 省・自治区・直轄市がそれぞれ 度が確立された。当制度では、 これに変わり「最低賃金制度」 の人的資源社会保障部)が一九 ている。河南省の措置はこの方 数」等を考慮すること等を求め 産性・経済状況・消費者物価指 賃金の決定においては「労働生 度見直しを実施すること、最低 けること、少なくとも二年に一 が施行され、現在の最低賃金制 定められた。二〇〇四年には 障制度に関する規定」によって 九四年に施行した「最低賃金保

どでも、CPIを考慮要因にす されていない(表)。北京市な されているが、北京市や上海市 価に関する特定の指数で五%以 などの最低賃金法では未だ規定 は既にCPIを考慮すると規定 先進的な事例では山東省が、 べきだとの声もあがっている。 また、広東省の最低賃金法で

と条文に盛り込んだ点だ。これ な水準で最低賃金を決定する事 により、社会情勢に応じた適正

立金が最低賃金に含まれていな これまでは社会保険料と住宅積 三五%引き上げられた。但し、 かったが、一〇月よりこれを含 南省の最低賃金は一〇月より約 最低賃金の増額も実施され、 新最低賃金法の施行と同時に 河

む額である。 最低賃金制度は労働部

賃金上昇には賛否両論

金上昇はインフレの要因の一つ という意見である。一方で、賃 昇は経済に悪影響を与えるとい に転嫁せざるを得なくなり、そ 業は高い労働コストを商品価格 うものだ。賃金上昇の結果、企 上昇にあるとし、過度な賃金上 まされているが、その原因を れによりインフレが生じている 一つは、インフレの主犯は賃金 巡っては諸説が展開されている 中国は慢性的なインフレに悩

CPIの伸びに比べて低い賃

準を踏まえた実質的な賃金を測 期的に調査しており、それをイ 財への支出比率が相対的に高い ことになる。この状況は、消費 で賃金は実質的に五%減少した 減少であった。つまり、一年間 昨年六月時点と比べると五%の 比で一%の上昇であった。また、 時点での賃金水準は、昨年一月 五都市四業種における今年六月 定している。それによると、一 ンデックス化することで物価水 通信は賃金とCPIの関係を定 低所得者層の生活を一層苦しく れ以上に上昇している。新華社 上昇傾向にあるが、CPIはそ ここ数年、賃金は中国全土で

要因は金融市場の過剰流動性で と主張されている。 めにも賃金を上昇させるべきだ が賃金上昇率を上回っているの 見のもとでは、CPIの上昇率 あるとする意見もある。この意 ではあるが、それ以上に大きな で、低所得者層の生活改善のた

韓国

若者の起業支援を拡充 政府は深刻さを増す若年失業

学や機関の支援などとなってい の与党との協議を通じとりまと ⑤起業プログラムを運用する大 業の支援(五○億ウォン規模) 務調整型起業資金の創設、④創 ③融資の一部を政府が請負う債 ○○億ウォン規模)」を助成、 として「若者専用起業資金(八 支援予算を大幅に増額(二五〇 めたもの。支援内容は、 業支援策を実施する予定である 問題に対応するため、若者の起 造的なアイディアによる一人企 ンへ)、②起業のリスク緩和策 ○億ウォンから四九○○億ウォ ことを明らかにした。九月五日 ① 起業

背景に若者の高い失業率

韓国の若者(一五~二九歳)

四五・一%と回復したが、経済 た九八年には四〇・六%を記録 六%、IMFの緊急支援を受け 年が四三・六%、九五年が四五・ のなかでも最低水準。一九九〇 ないが、雇用率はOECD諸国 失業率の高さについては他の0 の失業率は高い。二〇〇九年現 記録している。 めて以来、最低の四○・五%を 八二年に経済活動人口調査を始 危機の影響から○九年には一九 した。その後、二〇〇二年には ECDの国々と比べると目立た 六%と比べると二倍を超える ○人で、前年より三万三○○○ 在、若年失業者は三四万七〇〇 人増加した。若年失業率は八 %で、○九年全体の失業率三

新華社通信 河南省、広東省、北京市

上海市各政府

国際研究部

【参考資料】

中心はITベンチャー

討されている施策は、そうした み出すことができない。今回検 恐れる若者は起業に躊躇し、踏 が未整備の状態では、リスクを き彫りとなった。社会インフラ セーフティーネットの無さが浮 ず、韓国社会の問題、すなわち チャー起業が持つ特性のみなら 敗に終わった。それはベン ベンチャー企業のほとんどは失 あった。しかし、当時林立した Tベンチャーブームの時期 とみられる。韓国でもかつてI コンバレーをモデルにしている チャーの育成。アメリカのシリ ベンチャー起業の失敗を補う 支援策の中心はITベン

> るような設計となっている。 時のリスクを最小限に抑えられ うとする若者が事業に失敗した 過去の失敗を生かし、起業しよ

リスクも 起業の失敗が失業増に転じる

するためには、もっと大規模な 期間、投資規模も小さいという 若者への起業支援は両刀の剣で はさらに悪化する可能性が高い 失敗に終わり、若者の失業問題 になると、多くの若者の起業は 援がなく、短期間での成果中心 われている。逆に長期に亘る支 るシステムの構築が必要だと言 資と支援、大企業との連携によ 要だ。つまり、大企業による投 投資と、長期にわたる支援が必 限界を持っている。起業が成功 政府や自治体が中心で、かつ短 体制ではまだ足りないからだ。 成長するためには、現状の支援 ンチャー起業が中堅企業として 戒する声が存在する。若者のべ 現在検討されている支援策は しかしこうした施策にも、警

【参考資料】

中央日報(二〇一一年九月五日付、九 韓国政府「青年明日つくりプロジェ 韓国政府「青年明日つくりプロジェ 雇用労働部「雇用白書二〇一〇」 ハンナラ党などの政党の Web 情報 韓国雇用労働部、中小企業庁などの クト一次プロジェクト」2010.10.14 月一九日付)、連合ニュース(二〇 クト二次プロジェクト」2011.05.19 中央政府機関 Web 情報、報道資料

若年と長期失業者が増加傾向

長の促進である な政策は、雇用増を伴う経済成 財政負担を伴うため、最も重要 期的には失業給付の給付期間を が上昇している状況下では、 に求められている。長期失業率 の雇用政策とのバランスの取れ 保護も重要であるが、失業者へ 既に雇用されている者への雇用 率は依然として高い水準にある が、そういった国でも長期失業 が落ち着いてきた国も存在する 失業率の上昇に見舞われ、状態 向にある。金融危機後、各国は 延長する政策が有効であるが、 たかじ取りが各国の政策担当者 長期失業率は、各国で上昇傾

一〇年三月一九日付) などの新聞報

国際研究部

年層の失業問題については、特 同様に見られた現象である。若 失業率の上昇もOECD諸国で

一方、金融危機後、若年層の

OECD

失業と若年者失業に焦点 雇用アウトルック:長期

準が過度に高いと若者層の雇用

また、最低賃金制度は、その水 であることが認められている。 援制度は費用対効果が高い政策 効薬は存在しないが、求職者支

の現状や対策について分析して 年者失業の問題をとりあげ、 各国における長期失業および若 表した。二〇一一年版は、加盟 ウトルック」二〇一一年版を発 は九月一五日、加盟国の雇用情 して構成する年次報告「雇用ア 勢と特定テーマの分析を内容と 経済協力開発機構(OECD

職業経験を積めないと、永続的

いずれにしても若年期に満足な を認める政策を実施している。 に対して最低賃金未満での雇用 ため、いくつかの国では若年層 の機会を減少させる恐れがある

な賃金格差を余儀なくされるな

日本の求職者支援制度を評価

早い段階での対策が必要である ど長期的な影響が生じるため、

ことは言うまでもない。

ティネット」として有効な政策 化された点について、「セーフ ては、「求職者支援制度」が恒久 と指摘している。 インセンティブを阻害している は、特に片親世帯での再就職の ている。生活保護制度について 下での再就職支援に期待をよせ だと好意的に評価し、この制度 ている。日本政府の政策につい は、他国同様に懸念材料だとし のだったと分析されている。但 で、日本のそれは比較的浅いも 国の失業率が急激に悪化する中 については、金融危機後に諸外 し、長期失業者の増加について 日本の最近の労働市場の状況

各国の失業率 図 1

▲ピーク 最新値 22 20 18 14 12 10 米ポチハトギスアエス 国ルリンルリロイスペイ ト ガコシパルトニン ガ リ ャキラニン ル ー アンア ド O E C D 平均 ユーロエリア平均 オーストラリアメキシコ 英スレイ スロルギー スロンギー スロンギー スロンド オーストリア スラエル ・リア

する。 う福祉色を前面に押し出す方針 抱える層に対してサポートを行 義的な方針から、特定の困難を のある労働市場をめざす自由主 ○一一年版の各章の概要を紹介 へ転換している様子が窺える 以下、「雇用アウトルック」ニ

制緩和等を提言する市場原理中

OECDは一九九四年に、

規

当初の一律平等・公正で流動性

二〇一〇、二〇一一年のGDP

は成長しているものの、それに

市場主義から福祉へ

ティネットは機能したか 一章 経済危機にセー

j

第

年に「新雇用戦略」を提唱した。

を背景に、一二年後の二〇〇六

差等の問題が各国で生じたこと

と述べていた。しかし、賃金格 弾力的な採用が雇用を促進する この提言では、非正規労働者の 心的な「雇用戦略」を提唱した。

しての影響が大きかった(図2) 特に男性・若者・低技能者に対 あったOECD加盟国の失業率 二〇〇八年Q1で五・七%で には八・七%に達した (図1) 二〇〇八年の大不況により、 ピーク時の二〇〇九年Q4

は、

年が経過した今回のアウトルッ

別を生じさせ得る可能性がある もたらすこと、非正規雇用は差 が結果として労働市場に安定を 新雇用戦略では、雇用保護法制

ことなどに触れた。それから五

クでは、特に若年労働者の失業

点的に述べている。この点から、 と失業期間の長期化の問題に重

> 期失業者は増加している(図3) 率は改善傾向にあるものの、 益に機能していた。 業者及びその家族に対して、 は非常に有効であったと言える。 保険の受給期間の一時的な延長 政策からの教訓としては、 比して雇用の回復は遅い。失業 不況で職探しが困難な状況に失 各国が大不況に対してとった 失業 有

クネットとして各種の社会的補 果たす。各国の平均賃金に対す の国で六割程度となっている。 る失業手当の給付水準は、 ティネットとして重要な役割を 平時には、失業保険がセーフ 失業保険へのバッ 多く

> 助 失業者への給付は、 各種ルールの煩雑さは、長期失 の制度運営のための資産査定や が重要な役割を果たすが、 そ

が労働市場へ与える影響 社会的保護システム

テムを充実させる際に、労働の 国においては、 意した政策が求められる。新興 の状況が異なるので、それに留 先進国と新興国では労働市場 社会的保護シス

いる。 ティブを与えないことに注視し は見直す必要がある。これらの 業者に対してその受給を難しく つつ行われるべきであるとして して過度な働かないインセン しているので、この点について 失業者に対

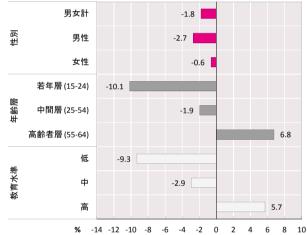
10 スペイン OECD平均 25 20 15 10

米国

資料出所: OECD

があり、 ては される。新興国では、 マルな労働をしていた労働者に る必要がある。社会保険につい 助が行われる等)ので、留意す 労働で高収入を得ている者へ扶 者ではなく、インフォーマルな でフォーマルな労働を行う労働 アに陥る可能性がある(低賃金 公平・公正に機能しない可能性 経済が大きい新興国においては、 て見られる。公的扶助(所得移 公的扶助よりは社会保険に対し 及び雇用政策のトレードオフは 雇用を阻害しないことが必要と インセンティブとフォーマルな とで働く労働者がワーキングプ 転制度等) 、例えば失業保険は、フォー フォーマルな雇用のも は、インフォーマル 社会政策

図2 セグメント別の雇用増減率 2007年Q4~2010年Q4



資料出所: OECD

25

20

15

10

25

20

15

10

||1~2か月

日本

資料出所: OECD

図3 日本、米国、スペイン、OECD平均の失業率の失業期間内訳 ■2~5か月 ■6~11か月 ■1年以上

20

15

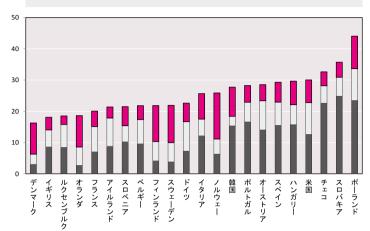
とっては、

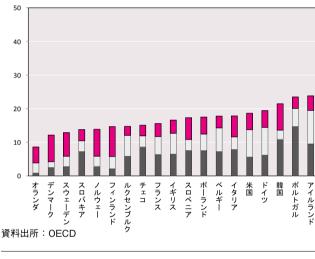
失業給付の受給中は

収入に大きな変動があった労働者の割合 図4

(上図が所得に20%以上の増加があった労働者の割合、下図が所得に20%以上の減少があった労働者の割合)

■フルタイム労働分による収入変動 ■1年以内の労働参入・退出による分の収入変動 □労働時間の変動分による収入変動





転の促進 制度への強制加入による所得移 する、公的扶助制度・社会保険 る横断的な政策の実施 第三章 「分断された政策の統合によ

その影響 収入の変動、 原因と

いる。 という、

いながら失業保険を受給するか

レードオフが生じて

いはインフォーマルな労働を行

フォーマルな労働を行うか、或 ンセンティブが生じる。つまり インフォーマルな労働を行うイ

ECDは、

国連の社会的保護の

こういった現状を踏まえて0

収入の変動を労働者自身が予測 である。国としては米国、スペ 国や労働者の属性によって様々 ンダで変動が小さい (図4)。 ア等で変動が大きく北欧やオラ イン、ハンガリー、オーストリ 労働者の収入の変動状況は

ティブ「Social Protection Floor

最低水準についてのイニシア

の所得補助の実施

の勧告を行っている。

「最も必要としている人達

Initiative」に基づき、

次の三点

「金銭的に余裕のある者に対

期には、 状況に陥るため(労働者の賃金 する必要がある。また景気後退 働インセンティブの低下に注意 得者層の失業保険受給による労 時給は低下するため)と、低所 得拡大インセンティブの低下 但し平常時には、 減少や格差拡大に対処できる。 度下では、労働者の急激な所得 課税制度が挙げられる。この制 (働けば働くほど可処分所得の 歳入は減少するという 政府は雇用対策を行い 高所得層の所

する事は難しいため、 の対策を行う必要がある。 一般的な対策としては、 政府がそ 累進

就職する政策が求められる。

変動等に注視して、どの程度の 働者に対する雇用保護を行いつ 非正規労働者で大きい。 正規・非正規という労働市場の めなければならない。つまり 雇用保護が適切であるかを見極 め各国の政策担当者は、 かじ取りが求められる。 つ、非正規労働者の過大な収入 |極化を回避するための難しい 収入の変動は正規労働者より そのた 正規労

スペイン ハンガリー オーストリア

バースキルかアンダースキルか 第四章 業務への適合、 オー

の機会の不足などが挙げられる。 アガイダンスの不備、 移民における言語の壁、キャリ 状態にある。その要因として、 五人に一人がアンダースキルの で、労働者の四人に一人がオー る。しかし、OECD加盟国平均 スキルが一致する事が必要であ スキルと労働市場で求められる 教育機関や職業訓練機関で得た 、ースキルの状態にあり、また 堅強な経済成長のためには 生涯教育

果的なキャリアガイダンスを

行っている。

が減少し、高所得者分の所得税 ティブが生じ失業者が早期に再 にならない、労働へのインセ とに注意しなければならない ものの、この政策の実行の際に と寛大な失業給付は効果がある は難しくなる。適度な累進課税 が減るから)、この政策の実行 るが各労働者の失業期間が長期 つまり失業給付は長期間実施す は、構造的失業を増やさないこ に就く事が余儀なくされ、結果 のため、オーバースキルの職種 移民労働者は言語の壁や差別

況に精通した専任のカウンセ ジーランドでは、労働市場の状 らも適切なキャリアガイダンス 果として労働市場でのミスマッ 準の仕事に就く傾向にある。 として母国での仕事より低い水 ラーを教育機関に配置して、 オーバースキル労働者の五人に スキルの状態が増加するが、 新規労働市場参入者のオーバー チを生み出している。不況時は まえたアドバイスが出来ず、結 経済状況・労働市場の状況を踏 傾向がある。そのため、現状の であり、 セラーが教育学や心理学の出身 としている国も存在する。 移民を労働者として有効に活用 を正確に把握する政策を進め、 移民労働者に対してそのスキル い仕事に就いており、この点か 二人は学生時の専攻と関係のな は、現状多くの国では、カウン し、オーストラリアやカナダ等 :求められる。例えばニュー キャリアガイダンスについて 労働市場の状況に疎い 但

練が求められる うためにも、若年期の学習だけ でなく、生涯的な学習、 者が自分自身に適した労働を行 変化する労働市場において労働 生涯教育については、 絶えず 職業訓

(国際研究部)